

女性が住みやすい農村地域づくり

働き・暮らし・子育てしやすい場と関係を求めて――

山梨県立大学国際政策学部教授 堤 マサエ

1、はじめに

筆者は三〇年以上にわたり、農村に生きる女性、家族、地域社会の実態を見つめてきた。一九七〇年代後半から、山梨県で当時「婦人問題懇話会」と称し女性の地位向上、女性に関わる暮らしの問題の改革、改善の検討に参加、その後市町村自治体の「女性プラン」施策の企画、執筆、講演活動など様々な関わりを持ってきた。ここではこの経験と研究調査から見た女性農業者の今日ある平均的な姿、男女共同参画社会実現の方向・位置について、住みやすい農村地域づくりに視点を据え、労働、暮らし、子育ての面から述べる。

男女共同参画社会・地域づくり

男女共同参画社会づくりの重要な視点は、ともに生きる人同士が、幸せに生きられるよう支えあうことでもある。性が異なる人、男と女が支えあって生きることが人

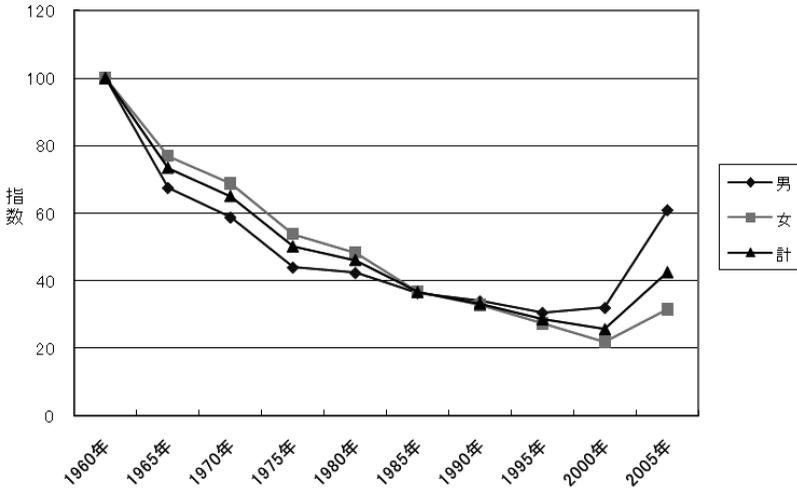
間生活の基本である。同時に、自然と人間、異なる人種・宗教、若者と高齢者、障害者と健常者などがともに支えあって生きることの重要性を多くの人が認識するようになってきた。男女共同参画はこれらの支えあいの基本である。

現代は農村、都市の区別もつきにくくなってきたが、地域社会を人口密度、産業構造、自然環境、交通手段などの指標で分けてみると農村と都市の異なった特徴が浮かび上がってくる¹。男女共同参画社会実現推進と合わせて、農村と都市が支えあう共同参画地域づくりは、今求められている課題の一つである。

農村と都市の交流から地域の良さと課題発見

一九八〇年代ころから、農村・都市交流が言われ、生産物・ものの交流から人・情報・こころの交流が求められるようになってきた。そして、顔の見える生産者と消費者の交流、形式や物のみでない文化・歴史・人の行動

図1 全国自家農業に従事した男女別指数（1960年100）



農業センサス累年統計書（平成15年3月、農林水産省統計情報部）から作成
出所：堤マサエ，2009、『日本農村家族の持続と変動』学文社，73頁引用。

を伴った交流へと質の変化をしてきた。その中で、女性農業者たちは自身の住む地域の価値を再認識し、地産地消、郷土料理のよさの再発見などを実践している。都市に住む女性たちも、それぞれにおける地域の課題に向き合い、合理的・効率的で便利な生活スタイルの利点と欠点を自覚し始めている。「退職後は自然の中で暮らしたい」「週末は田舎暮らし」など自然豊かな農村暮らしのよさや二地点居住の進めを求める方向も見られる。今、人々は住みやすい地域社会を模索している。

2、女性農業者の働き方とその背景

働き方からみた女性の位置と方向

女性農業者がどのように働こうとしているか、夫とはどのように対等な関係としてあることを望んでいるか。どのようにパートナー型へ変化したいかは多様であると言わざるを得ない。しかし、女性たちは次のような方向に確実に変化していると言える。

女性は「集団」から「個」へ、具体的表現では「農家女性」から「女性農業者」へ、農業は、小農・家業経営としての「家業」ではあっても、個人の「職業」としての農業へ、経営への関わりは「もの言わぬ嫁」から「もの言う女性」へ、家族の位置は「上下」「従」から「対等」「主」へのベクトルを示すようになってきている。

働く女性農業者の動向と理由

高齢者や女性が農業に貢献していることは、認められている。全国自家農業に従事した男女別指数（一九六〇年を一〇〇として）によって、その変化をみると高度経済成長時代は女性の方が男性よりも高い指数であった。最近では男性の方が逆転して高くなっている。二〇〇〇年には二〇にまで落ちてきているが、近年には男六〇、女三〇くらいに持ち直し、全体としては四〇位になっている。

〔図1参照〕

女性農業者が働く主な理由は、「農業は自分の都合で働ける」「農業技術を覚えた」「育児に手がかからなくなった」「家族に農業をする人が少ない」などである。今後も、九割が農業を続ける意向をもっている²⁾。

農業経営への関与の意向

女性がどのように自家農業経営に関わっているかの調査結果を見ると、「農業経営に関する話し合いに同席し、自分の意見を言う」ことが最も多く、年代が高くなるほど、意見を言うようになる。農業へのかかわりが多くなるほど、また、経営面積、年間販売額が多いほど女性農業者の意見が反映されている。農作業上の役割については、「夫や親などと同じ立場で、自分の意思にもとづいて農作業に従事したい」意向が強い。指示された農作業のみに従事している層の女性たちの五割は「自分の意

思で従事したい」と言う。

農業労働の年代別特徴

農業労働への関わりは、年代別に特徴がある。二〇、三〇歳代の平均的姿は、育児や家事に従事していて、経営参画の意向は少ない。ふだん、育児や家事に従事しているのは「育児は親がすべき」と言う規範に基づいている傾向が強く、「子育て中は農業をしなくてもよいと家族に言われる」ことにもよる。子育て中は「育児をすべき」から、少し子どもが大きくなり自分の時間がとれるようになる。「自分の時間に合わせて」「自分の意思で農業に従事」するようになる。

四〇歳代の平均的姿は、子どもが大きくなると、本格的に農業労働と経営参画をするようになる。しかし、「農業が好きだから」と言う積極的参画と「家族に農業をする人がいないため」など消極的な農業従事の両面があるが、女性たちはほしい仕事ができる環境を望んでいる。

農業労働の二つのパターン

二〇歳代女性の農業従事者は少ないが、三〇歳代になると、育児からの解放傾向もあり、二つのパターンがある。一つは、「育児中も保育園が預かってくれるから、農業に従事すべきとの考えが家族、地域にある」。かつて農家の嫁は子どもを姑に任せて農業労働に従事した姿の現

代的姿ともいえる。この場合、保育園、子育ての社会的支援の充実が必要である。家族や地域の規範に左右されない、自分の意思で子育てと仕事のバランスがとれる働き方が望まれ、見えない課題解決が潜んでいる。

他の一つの特徴は、「自分の時間の都合をつけて従事する」「農業が好きで従事したい」積極的従事パターンである。家族に農業を担える祖父母、労働力があるか、ないかで状況が異なる。農業も子育ても両立したいが、難しいと悩む女性が多い。これに対しても、農業技術の指導、働くパターンに応じた保育園機能の充実が望まれる。育児と農業労働を両立させ、子育てと働きたい女性が働けるための、育児と農業の両面の支援が必要である。

生涯就労に見る二つのパターン

女性農業者のライフコースは多様であるが、働き方は平均的に見れば、台形型とM字曲線型の二つがある。さらに、農業の特徴から、作目、家族の形態、地域などの相違が影響し、その組み合わせなど、いくつかのパターンがある。

台形型。パターンの背景には、家族形態が多世代同居で子育てを分担する祖父母が同居している。伝統的な規範により育児期間においても農業労働をするものと考えられている。同じパターンでも農業が好きで、農業がしたく、積極的に社会参加している事例がある。祖父母が子

育てを手伝ってくれることに感謝をし、自ら大型機械免許を取得して、若い労働力として自分の意思で積極的に働き、満足をしているケースもある。台形型をとるパターンはさまざまであり、男女共同参画社会のよいモデルとも、伝統的モデルとも言えず、両面ある。

M字曲線を示すパターンにもさまざまな姿がある。非農家出身の妻が結婚や子育てで職業を離れ、結婚した相手の職業が農業であったため、子どもが大きくなると自然と親世代や夫の農業を手伝い、自分も農業をするようになった事例が多い。いつの間にか、子育て後、地域社会にも参加し、農業仲間と起業をし、活躍する女性農業者もいる。「嫁」から「妻」、「女性」へとそのベクトルを変えてきている姿がある。

台形とM字曲線型の特徴

台形型、M字曲線型のどちらのパターンの女性たちも男女共同参画推進事業に積極的に参加する女性たちが存在する。今日、女性の働き方のパターンとして、M字曲線型から台形型への変化が言われるが、家族経営時代の農家の女性は選択の余地なく、台形型であったと言われている。女性農業者が自らの意思で、自らが望む子育てと農業を両立している台形型もある。それには、自らの意志と環境が整っていることが必要である。また、介護が必要なステージになった時、どのような農業労働の支

授と家族支援が必要か問われてくる。特に農業を職業と捉える意識がある女性農業者は支援を求めている傾向がある。

どのように農業労働、経営に参画するかは、自身の農業に対する意識、取り組みと合わせて、家族の形態、その家族員の意識と行動、彼女らを取り巻く作目、経営規模など農業環境に大きく影響され、どのような支援資源を持っているか、それをどのように利用するかである。

伝統的規範がすべて自立を阻害するとは限らない。それらのよい面を受け入れ、阻害要因を取り除く工夫が必要である。

家族経営協定の意味

男女共同参画社会実現に向けての舵は切られているが、勤務労働者とは異なり、生産と生活を共にすることの多い女性農業者はそれらをどのように配分するかは現実に難しい。そこにワークライフバランスや家族経営協定が意味を持つ。パートナーとの役割分担、配分の仕方は労働時間だけではない質をどう考えるか、家族サービスとの関連をどのように考えるか、共同参画と役割分担の仕方には実際に差がある。家事サービス、夫婦の役割分担には実際の遂行と満足度が必ずしもパラレルではないところが難しい。農業労働の多くは性別役割分担が固定的であることが多い。機械の高度化は男女ともに農作

業等に従事できるようになるなど、意識の変化と合わせて男女共同参画社会を実現しやすい環境が整ってきている。様々なところで変化をできてきていることもまた事実であり、評価できるところである。

3、暮らしやすい農村の定住条件

快適環境をめざす農村

男女共同参画白書の第五章活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立において、第四節女性が住みやすく、活動しやすい環境づくりが提案されている⁴。

農村が女性にとって暮らしやすく、住みやすく、子育てしやすい快適な環境であることは、若年人口の減少を防止し、少子化を防ぐことになり、地域活性化になる。

ところが、農業後継者とその配偶者の問題は古くから取り上げられてきた課題である。若い女性が農村で暮らしには、伝統的意識が強く、就業の機会が少なく、地域に因習・慣習があり、女性の行動を制限している、無制限な長時間労働を強いられるなどが問題と言われた。このような状況を改善するため、行政が結婚相談所を設けたり、新婚夫婦が定着するように祝い金制度を設けたりと様々な対策が取られてきた。一方、定住意向に関して、農村地域の豊かな自然に囲まれた静かな住環境を高く評価、地産地消の実践、健康志向の高まりによるスローラ

イフスタイル志向も認識されてきている。

女性が望む住みよい定住条件

女性が望む住みよい定住条件の地域的特徴は、よい人間関係と適度な利便性が挙げられる。家族の人数が多く、多世代同居家族であっても、世代間で適度な距離を保ち、お互いに助け合って暮らしている。また、地域社会においても、近所同士が助け合い、異世代の交流、皆仲間である意識が強く、良好な人間関係が形成されているところは女性たちが暮らしやすいと感じている。

施設面に関しては、身近な日常の買い物、医療福祉施設、サービスが受けられることは重要な定住条件である。都市へのアクセスが良ければ大きな購買施設、娯楽施設は車で行けるため、必ずしも定住の必要条件ではない。

定住のための条件整備

定住のための条件整備としては、まず、就業機会が多くあることである。農業に従事し、経営に参画した女性たちは「やっただけの満足感、収益が得られ、経営の中で一定の責任と役割が得られ、評価されている」ことが大きな支えになる。やりがいのある農業、就労機会が多くなるのが望まれる。女性が定住するために、安定した農業の経営、そして、地域では女性同士が連帯感を持ち、仲間同士が支え合い活動できる豊かな人間関係が築かれていくことが重要な定住条件である。女性の活動が

地域活性化につながっている事例は多くある⁵⁾。

家庭生活、職業生活、社会・地域・余暇生活の充実

女性が快適に生涯を過ごすためには、家庭生活、職業生活、社会・地域・余暇生活の領域が整っていることが望ましい。かつて女性は結婚か仕事の二者択一を求められた。今や、家庭も仕事も余暇・趣味も楽しむ、フルコースの人生を希望するようになった。

家庭生活においては家事、子育てもお互いに分担するようになったとは言え、実際にはまだまだ女性の負担は大きい。また、家事労働は自分でするものと納得している女性もいる。そこはお互いの満足度との調整が必要となる。

職業生活、農業労働の領域では、条件や環境によって多様である。家族経営協定の浸透によって共同社会の精神は大きく前進し、納得のいく役割分担が遂行されるようにはなっている。しかし、家族経営協定を締結しようとする家族の人たちは積極的で前向き、社会の変化に対応しようとする意識が強い。その中の女性たちは夫を立てつつ、上手に家族経営をしている姿を見る。

今日はレジャー、余暇活動の単位は地域の男のみのグループ、女のみグループもあるが、夫婦単位の活動が多くなりつつある。日本はまだカップル文化が定着しているとは言えないが、徐々にではあるが浸透してきてい

る。夫婦単位、親子単位、家族単位で地域活動に参加することは地域の人間関係の絆を強める点でも効果がある。家族と地域を結ぶ人間関係を創る要は、かつては男性だったが、今は女性が中心である。多様になってきているが、夫婦単位の活動へシフトしてきている現状がある。

4、農村地域にみる子育ての現状

自然環境が豊かな中で子育て

農村の豊かな自然環境は、子育てしやすい条件である。一方、保育所の充実や子どもの進学に有利な教育のレベル、子どもの学校や塾の送り迎えを親たちが協力して行う取り組みも、子育てしやすい環境づくりとして期待されている。

農村に暮らす子育て中の多くの女性たちは自然環境が豊かな中で子育てできることは大きな喜びと自覚している。子育て中は農業労働に参加しない女性がいる一方、農業経営に参加をしている女性もいる。彼女らはさまざまな役割を担い、農業労働、家事労働、子育て、地域活動と大忙しの毎日である。家族形態は多世代同居、親世代が近居で、きょうだいなどの親戚が近くに住み、幼稚園の送り迎えを助けてくれるなど、親族、近隣の支援がある場合、ない場合など多様な実態があり、一様に語れない。

必要な時に農業支援を

農業労働に参画している女性は、子育てに忙しいことは言うまでもないが、学習の機会、作業負担の軽減、目によっては技術的知識など、多くの支援を求めている。子育て期の女性は子育て支援を求めていることはもちろん、必要な時に農業面の支援も求めている。その内容、質は状況によって異なり、身近なところで手軽に助けてもらいたいようである。それぞれの状況に合わせたきめ細かい支援が必要である。農村地域は親族、集落に支援の輪があるが、困難な地域もあり、公的な機関と連携して円滑に支援が可能な体制が創られることが必要である。農村、集落に従来からある活動をさらに見直し、子育て支援体制(子育て支援相談員組織)、次世代育成(地域の愛育会組織、育成会等)など、すでにある組織をリニューアルしつつ復活させることも子育て支援に役立つところである。今日、筆者の近くでは小学生が下校する時間に高齢者が各所で交通安全指導をしている姿を見かける。有能な高齢者を地域に引き出すことは有用である。

子どもに受けさせたい最終学校の男女差と地域差

最終学校はどこまで望むかについて、「男子は大学、女子は短期大学」という親の意識は徐々にではあるが変化をしてきている。しかし、遠近に関して「男子は遠くへ行ってもよいが、女子は近くに」という志向がある。個

人の意思が尊重されるようになってきているとは言えまだ男女差が見受けられる。このようなことは筆者の所属する大学の前身が公立女子短期大学であった時代から今日の状況を見ても存在するが、それが差別であるとは判断できないところである。意識と実際は多様なあり方をし、段階を経て、徐々にその地域にとって最もよい着地点を探して落ち着くようである。このような社会の動向を正確に把握し、地域が持つ古い伝統的規範と新しい個人の価値観、意識がどのように融合していくかを観察し、活動の実践に生かすことが大切である。

子育ての役割分担

子育ての役割分担では、実際の分担と満足度は必ずしもパラレルではない。夫が子育てをよく手伝っているつもりでも、妻の方はそれほど貢献しているとは思わなかったり、あまり分担しない領域で少しでも夫が手伝えば、よくしたと妻は満足であったりする。夫は一〇〇％子育てをしているつもりでも、妻の夫に対する評価は七〇％くらいとの評価である場合が多い。お風呂に入れてのは父の役割と夫婦で決めている場合はお風呂に入れて当たり前で、満足度は低い。子どもが病気の時は、母親が世話をするものと考えられていれば、父親が世話をしなくても不満はない。夫婦間における役割分担が固定している場合、実際の役割遂行と満足度は役割を遂行した

から満足度が高いとは限らないのである。役割の果たし方と満足度は必ずしも一致しない。

女性農業者の子育てとキャリアアップ

農業に従事する女性たちは、勤務の女性とは異なり、勤務先に時間を制限され、制約されることはないが、自然環境や作物などにより労働時間を規定されることが多い。労働時間は自分で決定できる自由さがあり、子育て環境はよいと判断している場合が多い。

女性農業者は、農家出身である場合、ない場合、就業経験を含めて経歴は多様である。農業経験の程度、技術も様々である。結婚後初めて農業に従事する場合でも、会社勤めの経験が経理や販売に生かされることもある。彼女らには出産、子育てをしながら農業・農村に関わり始めて、次第に果たす役割が大きくなっていく。特に、農業経験がない非農家出身の女性たちの戸惑いは大きい。家族の支援や地域の交流、女性の参画機会の増加、行政の支援などによって、活動の場が提供されている。女性が個人の適性、今までのキャリアを生かせるような活動が出来ることが望まれる。

5、むすびにかえて―快適に住むための課題と方向

さまざまな人々、男女が幸せに暮らせる社会を目指して、男女共同参画社会基本法が施行されて一〇年以上が

経った。社会の変化とともに、さまざまな主体的取り組みが行われ、変化してきた。表面は変わらなくても質を変えている領域もある。変わってはならない領域まで、変わろうとしているところもあり、ここで述べたように変化の実態は一樣ではない。

快適な定住条件のために、よりよい場と人間関係づくり

生涯にわたり教育、文化的な活動の場、社会活動、余暇活動の場が提供されている環境は快適な定住条件が整備されていると言える。その条件を行政が提供できることもあるが、多くは様々な団体、住民一人ひとりの努力によるところが大きい。また、それぞれが連携して、よりよい場と人間関係づくりが必要である。それには、女性自身や地域に住む人たちが、持てる資源を認識、活用、創意工夫し、合意のもとで住みやすい地域社会を創り出す活動をすることである。一時的なイベントもよいが、地味ではあるが継続した、主体的な取り組みが快適な定住を創り出す一つの方向である。子育て期に子育てしやすい環境、健康を保ち、病気になった時には安心して介護を受けられる地域社会の在り方は誰もが望むところである。

残したい地域の特性をリニューアル

農村には日本に伝わる伝統的な文化が多く存在している。今日、「限界集落」というように、それらが継承され

ない状況が生じている。女性たちが地域に伝わる悲しみや喜びの時に作ってふるまった郷土料理や伝統行事は儀式が自宅から施設に移行し、受け継がれなくなった。合理的で便利になり、女性の地域における役割や伝統的な行事は少なくなり、その面女性は解放された部分がある。同時に、家族機能が外部化したことによって、日本中どこへ行っても均一的になり、地域の慣習、古いよいものが継承されなくなりつつある。女性や特定の人に負担がかからないもので、将来の世代に残した方がよい文化は必要に応じてリニューアルしていくことが必要である。そうすることによって地域の特性が生かされ、ふるさと意識が創られ、愛着のある人間関係の構築が可能になる。他出子が故郷に帰りたがるような地域における場と人間関係、他の市町村との交流を進めること、なつかしいふるさととの再生は女性が快適に住む環境づくりの活動の中にある。このような女性の定住促進方向は、今まで見えなかった地域のよさの再発見、再認識であり、男女共同参画地域づくり、ふるさとづくりに寄与するものである。自然環境が良い地域は不便であるというのではなく、暮らしやすく、住みやすい地域に転換していくことが大切である。

注

- 1 堤マサエ・徳野貞雄・山本努編著、二〇〇八、『地方からの社会学』学文社において、農村と都市の区分を10の指標を用いてその特徴を示している。表1-1、15頁を参照。
- 2 農家女性の働き方とその要因、二〇〇七、(平成一九年三月)全国農業協同組合中央会 社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会26頁参照。
- 3 自家農業経営の内容は品種や作目の選定・決定、資材購入や販売の選定・決定、農作業分担の検討・決定への関わりである。前掲書、全国農業協同組合中央会 社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会、二〇〇七、13頁参照。
- 4 ここでは、農山漁村の子育て支援に関する普及啓発、女性の地域活動等を行う施設の整備、女性のグループ間の連携を通じた女性の活動の発展、情報提供や交流会の開催を挙げている。男女共同参画白書、二〇〇九、平成二二年度版、内閣府、佐伯印刷株式会社 123頁参照。
- 5 農村における女性の快適な定住条件、生活研究レポート・五五、二〇〇二、(平成一四年三月)社団法人 農村生活総合研究センター参照。
- 6 六夫と妻の家族意識の変化は、ほぼ同様であるが、伝統的な意識は妻の方が少ない。財産相続は夫よりも妻の方が「長男に多く」、「同居・別居意識」では妻が夫よりも別居を希望する意識が高いなど、領域によって夫婦の意識は若干異なる。生活領

域の多くで、妻が生活をリードしている。堤マサエ、二〇〇九、

『日本農村家族の持続と変動』学文社 275〜290頁参照。

参考文献・引用文献(年代順)

- 1 日本村落研究学会編、一九九五、『家族農業経営における女性の自立』農山漁村文化協会発行。
- 2 社団法人農村生活総合研究センター、一九九六(平成八年三月)農村女性の個の確立としての社会参加、生活研究レポート・四二。
- 3 社団法人農村生活総合研究センター、一九九九(平成一一年三月)女性の活動を通じた地域社会との共生。
- 4 社団法人農村生活総合研究センター、二〇〇二(平成一四年三月)農村における女性の快適な定住条件、生活研究レポート・五五。
- 5 社団法人農村生活総合研究センター、二〇〇二(平成一四年三月)女性農業者の資産形成と経営・社会参画の条件、平成一四年度報告書「農家世帯における家計の主宰と家産形成・処分に関する動態解明事業」
- 6 社団法人農村生活総合研究センター、二〇〇三(平成一五年三月)都市女性からみた農村への参入の条件、都市女性の農業・農村への関心と参入促進に関する調査事業報告書。
- 7 社団法人農村生活総合研究センター、二〇〇三(平成一五年三月)妻と夫が語る女性農業者の経営・社会参加と資産形成、

- 平成一五年度報告書「農家世帯における家計の主宰と家産形成・処分に関する動態解明事業」
8. 社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会、二〇〇五（平成一七年三月） 出産・育児期に対する支援活動の事例。全国農業協同組合中央会。
9. 社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会、二〇〇五（平成一七年三月） 出産・育児期に対する支援活動モデル全国農業協同組合中央会。
10. 社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会、二〇〇七（平成一九年三月） 農家女性の働き方とその要因、全国農業協同組合中央会。
11. 社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会、二〇〇七（平成一九年三月） 出産・育児期農家夫妻の生活時間、全国農業協同組合中央会。
12. 片山千栄、山下仁、二〇〇八（平成二〇年三月） 潜在的な農業参入女性への経営参画前の支援、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所。
13. 堤マサエ・徳野貞雄・山本努編著、二〇〇八、『地方からの社会学』学文社。
14. 中道仁美編著、二〇〇八、『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版。
15. 社団法人全国農業改良普及支援協会、二〇〇九（平成二一年三月） 女性農業者の育児・経営参画の総合支援。
16. 片山千栄、二〇〇九（平成二一年三月） 次世代の農業・農村を担う女性への支援にむけて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所。
17. 坪井伸広・大内雅利・小田切徳美編著、二〇〇九、『現代のむら』農文協。
18. 堤マサエ、二〇〇九、『日本農村家族の持続と変動』学文社。
19. 内閣府、男女共同参画白書、二〇〇九、平成二一年度版、佐伯印刷株式会社。

男女共同参画社会と

家族経営協定の現状と役割

日本大学生物資源科学部准教授 川手 督也

1、家族経営協定とは何か（注1）

近年、女性や青年農業者の地位の向上・役割の明確化などを図り、家族関係における個の確立を通じて経営・生活の近代化を実現する手法として、家族経営協定が提唱され、農業改良普及組織や農業委員会などの関係機関を中心に普及推進が図られている。

家族経営協定とは、「経営・生活の目標、役割分担や意思決定のあり方、就業・生活条件、経営委譲など自らの経営・生活に関して世帯員相互が話し合いに基づいて締結した取り決め」のことを指すが、典型的には、社会的認知を受け、実効性を増すことを目的として、①取り決めに文書化し、②農業委員会や農業改良普及組織など第三者の立ち会いの下調印を行うというスタイルをとっている。そのため、地域的な運動としての性格を強く有していると言える。

家族経営協定は、一九六〇年代に農業後継者対策の一环として普及推進が図られた家族協定に端を発する。協定の当事者は経営主と後継者などに限定されており、そのため、しばしば親子協定、父子契約などと呼ばれた。家族協定は、一九七〇年代に入ると、一度衰退していったとされる。しかし、一九九〇年代に入り、担い手対策や男女共同参画、経営体育成などの有力な手法として見直された結果、女性を含む家族全員を協定の当事者とする家族経営協定としてグレードアップが図られ、普及推進が行われている。

家族経営協定という言葉が初めて公に用いられたのは、全国農業会議所の「農業に就業する個人の立場と経営の確立を目指して」の提案（一九九三年）であった。家族経営協定という言葉の発案者は利谷信義氏と言われている。この提案において、家族経営協定は、かつての家族協定や親子協定と異なり、女性や若者の経営参画を

前提とし、農業に従事する家族構成員が相互にかけがえない対等な仲間として共同経営Ⅱパートナーシップ型経営を行うことを目的とするものであることが明示されている。

また、もう一つ普及推進の重要な契機となったものとして、「農山漁村の女性に関する中长期ビジョン」（一九九二年）の策定があげられる。これは、農山漁村女性の地位の向上・能力発揮を促進し、農林水産業・農山漁村における男女共同参画型社会を形成するためのあり方がまとめられたものである。その中で、役割や就業条件を明確化し、女性を含む自立した経営体を確立する手法として、家族員相互間の「ルールづくり」が提案されている。

その後、農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長通達「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」が一九九五年に示され、国、地方公共団体、農業団体等の関係機関が連携して家族経営協定の普及推進を図ることとなった。この二局長通達により、農政における家族経営協定の推進についての制度的根拠が確立されたといえる。実際、家族経営協定の取り組みは、二局長通達が示された一九九五年から各地で本格化している。

ついで、「食料・農業・農村基本問題調査会中間とりまとめ」（一九九七年一二月）においても、農村における男

女共同参画型社会の形成の観点から、農業経営者としての女性の地位の向上と明確化を図る手法として、家族経営協定が明記された。

さらに、男女共同参画社会基本法を受けて定められた農林水産省各局長・長官の連名通知「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（一九九九年一月一日付け一農産第六八二五号、各局長・長官連名通知が示され、女性が農林水産業の担い手であり、また、経営者であるという位置付けを明確にするため、家族経営協定の締結を促進することが唱われた。

こうして農政における家族経営協定推進の制度的根拠が明確化する中、関連する補助事業が実施されている。

また、制度面では農業者年金基金法の改正により一九九五年から農地の権利名義を持たない女性農業者の農業者年金への加入の要件の一つとして家族経営協定が位置づけられた（二〇〇二年からは基本的な保険料に対する一定割合の国庫補助に変更）。さらに、一九九五年度から、農業改良資金のうちの部門経営開始資金（二〇〇二年度以降は女性起業枠）を三九歳未満、一九九八年度から、五五歳未満の経営主および後継者の配偶者が借り受ける場合の要件の一つとして家族経営協定が位置づけられている。

さらに、二〇〇三年六月には、認定農業者制度の運用

改善により、実質的に共同経営を行っている場合、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められるようになったが、その要件の一つとして家族経営協定が位置づけられている。

二〇一〇年三月に策定された新しい「食料・農業・農村計画」においても、「農村を支える女性への支援」に関連して家族経営協定が位置づけられている。

2、家族経営協定の締結をめぐる動向

家族経営協定の取り組みが本格化した一九九五年以降、家族経営協定の締結数は増加しており、農林水産省経営局人材育成課の調査によれば、二〇〇八年には、全国で四〇、六六三件ののぼり、一九九六年の五、三三五件から約七・六倍増加した。ただし、販売農家に占める締結農家の割合は二・三%にとどまっている。

このうち、認定農業者は三〇、一五一件で、全体の七四・一%にのぼっている。その一方で、法人経営は一、〇五〇件で全体の二・六%と少ない。

締結の内容では、経営の方針決定（九〇・四%）、労働時間・休日（八八・四%）、農業面の役割分担（七九・三%）、労働報酬（七二・七%）などの順となっている。一部に生活面の役割分担、社会・地域活動への参加、さら

には、移譲者の扶養、資産の相続、育児の役割分担なども見られる。

一九九六年以降の推移をみると、多くの項目で選択される割合が多くなっているが、特に、経営の方針決定、労働時間・休日、農業面の役割分担、労働報酬、生活面の役割分担などで割合が大きくなっており、逆に、経営委譲、資産の相続で少なくなっている。

二〇〇二年に(社)農山漁村女性・生活活動支援協会が実施した「家族経営協定に関するアンケート調査」結果によると(注2)、協定の締結に至った理由については、「女性の立場を適正に評価するため」が五〇・一%と最も多く、ついで、「後継者世代の立場を適正に評価するため」(四六・七%)、「経営改善の一環として」(四一・八%)、「多世代で農業をうまくやっていくため」(三七・五%)などの順となっている。

また、協定締結の変化については、経営面では、「家族での話し合いの機会が増えた」が三九・五%と最も多く、ついで、「働く意欲が増した」(三七・一%)、「経営の役割分担が明確になった」(三三・八%)、「経営の方針決定への参画が進んだ」(三三・六%)、「労働時間・休日面が改善された」(三一・一%)、「共同」経営者としての自覚が増した(三〇・五%)で、いずれも回答の割合が三割を超えている。その一方で、「特に変化はない」とする

回答の割合も三四・三%と一／三を超えている。また、選択項目数の平均は、三・七一と、一人あたり四項目近く経営面での効果をあげており、協定締結による変化の多面性と波及効果的变化の存在が示唆される。

生活面では、実態として生活面を内容とする協定の締結が進んでいないことの反映と思われるが、「特に変化はない」とする回答の割合が三七・二%と最も多く、ついで、「家族内の話し合いの回数が増えた」(三七・〇%)、「家事の役割分担が明確になった」(二四・六%)、「家事労働への家族の理解が深まった」(二四・〇%)、「家計運営など生活面の方針決定の参画が進んだ」(二〇・五%)、「自分の意見が言えるようになった」(二〇・二%)で回答の割合が二割を超えている。選択項目数の平均は三・〇一で、一人あたり三項目ほど生活面の効果をあげていることになり、経営面の場合と同様、協定締結による変化の多面性と波及効果的变化の存在が裏付けられたといえる。

3、家族経営協定の取り組みの実際

以下では、家族経営協定の取り組みの実際を掘り下げるため、協定締結の先進的事例である岩手県金ヶ崎町のI農園の事例を取り上げる。

(1) 経営・生活の概要

① 家族構成

家族構成は、経営主夫(五九歳)、経営主妻(五六歳)、長女(三三歳)、長女の長男(一〇歳)の三世代四人家族である。

家事は主に経営主妻と長女が分担しているが、夫も最初の家族経営協定の締結以降、家事参加するようになっている。

② 経営の概況

稲作を中心とした複合経営で、経営耕地面積は一四・二ha、うち自作地一四haとなっている。作付面積は水稻一〇ha、水田転作の大豆三ha、小麦一・二ha、シイタケ三〇〇〇本、ハウス野菜六aとなっている。その他、水稻全面作業受託が一・五ha、水稻育苗が五〇〇箱、秋作業が八haとなっている。また、水稻の直播栽培を五二〇a実施している。

農業労働力は経営主夫妻で、機械作業およびシイタケは夫、ハウス野菜や記帳・税務申告は本人の責任分担となっている。

旧村にあたる六原地区の有志四六人で二〇〇八年八月から旧農協支所で農産物直売所をスタートしており、経営主夫は代表、妻も会員となっており、野菜やシイタケ、ブルーベリー、米粉や小麦粉を利用したお菓子を出して

いる。

また、現在、集落営農（営農組合）を集落で取り組んでいる（二五人七三ha）が、経営主夫は代表として法人化を推進している。水稲作が将来集落営農組織で営まれるようになった場合、経営主妻は加工および産直組合の加工部を中心に活動したいという意向を持っている。

なお、家族経営協定の再締結時に規定した規模拡大に伴う農地購入は経営主夫妻の共同名義とするとの約束に基づき、認定農業者の共同申請が認定されて以降の平成一九年に四二〇aの水田が経営主妻の名義となっている。

(2) 家族経営協定締結の経緯

本人が一九九五年三月に東京で開催された農山漁村女性の日記念行事のシンポジウムに参加し、農地の権利名義を持たない女性でも農業者年金に加入できることを知り、夫に相談したのをキッカケに平成八年に最初の家族経営協定を締結した。締結者は本人と夫の二者協定であった。協定書は七条と付則から構成され、主な協定の取り決め内容は、経営計画の策定の仕方、経営の役割分担、収益分配、就業条件、将来の経営移譲のあり方である。

その後、二〇〇三年に夫婦間のパートナーシップをより確立するために、家族経営協定の再締結を行っている。

さらに、平成二〇年に普及センターから働きかけのあった家族経営協定実行計画書の作成などをキッカケとして、家族経営協定の見直しを行った。

(3) 家族経営協定の内容と締結後の変化

二〇〇三年三月に再締結した家族経営協定は、経営主夫妻の二者協定であり、まず、一枚目は、目的、協定の策定内容と決定の仕方、協定（営農、生活計画）の具体的事項、将来の経営移譲とその他からなる五条と付則からなる。ついで二枚目以降は、具体的な協定の事項として、我が家の目標、経営上・生活上の役割分担、就業条件、経営移譲、後継者の結婚時点で養子縁組を行うことや双方の両親の介護のあり方、規模拡大に際して土地を購入した場合共同名義にすることなどを規定している。

なお、家事について、経営主夫の分担も規定している。二〇〇八年に再々締結した家族経営協定は、家族経営協定書と家族経営協定実行計画書からなる。

このうち家族経営協定書については、基本的構成は再締結した協定書と同様であるが、一枚目の協定の具体的事項において、毎年一年単位の目標や実行したい事項を盛り込んだ執行計画書を作成し、実行するものとするの規定が新たに追加されている。また、将来の経営移譲において、経営移譲は農業者年金受給時に財産の一部を後継者に移譲するという規定が二枚目から移動されてい

る。

また、二枚目の具体的な協定の事項において、経営上、生活上の役割分担において、なくなった義父母の項目が削除されている他、農業上の分担が農業経営上の分担に修正され、農作業と農作業以外に分割されている。その他、経営移譲の項目が、一枚目に移動したため削除されている。さらに、その他の③において、規模拡大し土地を購入したときには共同名義とするという項目が、経営主妻名義の農地の購入実現に伴い削除され、代わって社会参画（お互い協力し支援すること）に関する規定が新規に追加されている。

家族経営協定実行計画書については、所得目標と品目別売り上げ目標、生産と販売の改善計画、生産面の目標と計画が定められている。

実行計画書の作成については、専業農家ならば経営計画がなければ経営がうまくいかないとは思っていたが、実際にはないのが現状だった。五年間の経営改善計画では長すぎて具体的な計画が描けないでいたが、実際に作成してみてもよい手法だと思ったと経営主夫妻は語っている。単年度の所得や売り上げ目標、収量の目標や暮らしの目標、作業改善などを明記したことで、取り組む内容がはっきりしたし、何より夫婦で話し合いながら作成したため、共同経営者としての自覚がさらに深まったとい

う。

個別には、水稲の直播の取り組みにおいて、関係機関との連携が深まり、溝切りの必要性などについては普及センターからの有効な支援を受けることができたと言っている。溝切りに関する提案は経営主妻によるものであるが、このことをキッカケに、関係機関でも経営主妻が水稲作の担い手でもあるという認識が進み、結果として水稲作における経営主妻の参画が進んだという。

なお、関係機関サイドとしても、経営全体を見て技術指導がやりやすくなったという認識を有している。

(4) 認定農業者申請の経緯と家族経営協定との関連

二〇〇三年三月における農山漁村女性の日記念事業において、認定農業者制度の運用改善が実施され、共同申請が可能になることを知った。そこで、すぐに夫と相談し、夫とのパートナーシップを名実ともに確立すること目的として、二〇〇三年一月に共同申請を行った。二〇〇五年一月には、前回策定した経営改善計画の期間が終わるため、共同申請により新たな経営改善計画を策定して申請した。

この共同申請により、二〇〇三年三月に締結した家族経営協定書の規模拡大に際して土地を購入した場合共同名義にすることという規定が生かされ、農地取得により規模拡大を進めるとする経営改善計画と結びつき、農地

のあっせんが夫のみならず本人にも行われるようになって。そのため、本人は、以前に義父の計らいにより取得していた二六aの農地に加えて、四二〇aを自分名義で購入した。

しかし、家族経営協定書との経営改善計画書との関連については、「農業労働の態様等の改善の目標」において、「家族経営協定を結んでいますがまだ充実していない」との記述がみられるだけである。

認定農業者になったことによるメリットとして、本人は、自分宛に認定農業者の研修会の案内が来るようになったため、研修会により積極的に参加し、いろいろな情報を得ることが出来るようになったこと、また、経営改善計画に作成の段階から関わっていけること、農地の取得が容易になったことをあげている。このうち、経営改善計画については、本人は、これまでは夫が作成する計画に自分も同意する感じてあったが、自分の今後の夢を含めて話し合えるようになったと語っている。これは、家族経営協定と認定農業者制度の結びつけにより、新たなタイプである借入金による農地などの取得という女性農業者の資産形成が実現された画期的な事例である。家族経営協定と認定農業者制度とが関連づけられて仕組みとして確立していることは、経営主妻の「自分の農地は自動的に増えている」という言葉に端的に表れていると

思われる。

女性の認定農業者を増やすには、まずは家族経営協定締結者を増やすことが必要である。一般的に、農業者にとっては、家族経営協定に比べて認定農業者の共同申請の方がハードルが高いと経営主妻は語っている。また、実質的に家族による共同経営で実施している場合は、自動的に認定農業者の申請を共同申請とするのがよいのではないかと提案している。

また、農業委員や女性農業者リーダーとして農家を訪問して痛感するのは、農家に認定農業者をはじめする施策に関する情報が行き渡っていないことである。特に女性にはそのことがあてはまる。そのため、先進的経営では、新しい方法や制度がうまく取り入れられて、経営や生活が発展するのに対して、本来、経営改善や家族関係の改善のターゲットとしている農家において家族経営協定や認定農業者の申請は進まず、先進的経営との差が広がってしまっているのが大きな問題であり、家族経営協定や共同申請の推進の仕方を大きく見直す必要があるのではないかと、経営主妻は語っている。

その他、兼業農家で女性を中心になっている農業経営においては、その女性を認定農業者として（単独）申請するよう関係機関や周囲の生産者がサポートすべきであると指摘している。

4、家族経営協定の特徴と今日的意義、課題

今日の家族経営協定の特徴としては、次の五点が指摘できる。

第一は、協定締結の対象については、園芸や畜産の産地の專業的家族経営が多いことである。主な作目では、施設園芸や花き、野菜、果樹、畜産などが多く、総じて収益性は高い。税務申告は青色申告が大半を占める。家族経営が大半だが、法人経営（二戸一法人）もみられる。世帯構成は多世代同居が多くなっている。

第二は、協定の様式については、二局長通達で例示された様式などをモデルとして策定されており、基本的な部分は似かよっているが、地域の実情などに合わせて様々な工夫が加えられていることである。そのため、地域により協定の様式が少しずつ異なったものとなっている。ただし、農業者年金加入のみを目的とするケースは一律となる傾向が強い。

第三は、推進の中心でありモデルとなる先進的経営においても、協定の締結を家族で経営・生活のあり方を見直すよい機会として活用し、家族のニーズに応じた条項を加えて、一層内容豊かなものに行っていることである。

第四は、農業改良普及組織や市町村農業委員会など関

係機関の支援の下、経営主世代、特に妻が主導となり協定の締結を行い、締結者の範囲も夫婦のケースが多くなっていることである。後継者世代を含めて締結した場合も、経営主夫妻が締結の中心となっているケースが多い。逆に、男性サイドは無理解、さらには協定締結に反対の立場をとるケースが多々見られる。

第五は、協定の締結以上に協定を結ぶプロセスがポイントとなっているケースが多いことである。

協定の内容については、現状の部分的な改善あるいは現状の確認の場合が大半を占める。また、締結に伴う意識の変化（意欲の増大など）など波及効果的な変化がしばしば見られる。家族経営協定の締結の満足感や波及効果的な変化は締結した協定の内容それ自体というよりも、①協定の締結までのプロセスすなわち家族における話し合いの質と量、②調印式などによる協定の社会的認知、③締結内容の遵守がポイントとなっていると考えられる。そのためには、まず、締結者が協定の意義や目的について十分理解しかつ納得した上で、主体的に協定を締結する必要がある。

経営・生活の変化が認識されないケースでは、協定の締結者が、①協定は認定農業者の認定を受けたり農業者年金の加入の「紙切れ」にすぎないとして認識しているか、②地域や生産組織の取り組みの「おつきあい」とい

うことで締結をしただけで協定の内容や意義について十分理解していないため、いずれも経営主が他の家族に相談することなく勝手に協定書を策定かつ押印して提出している。

以上の二、五について地域や個々の経営や生活の実状を反映して、「古典的問題」の解決（自由になるお金がない）から女性の財産権、終末期宣言、介護、老後の扶養、家事・育児の経済的評価など「現代的問題」への対応まで、協定の取り組みもきわめて多様なものになっている。

家族経営協定の今日的意義については、次の四つにまとめられることができる。

第一は、役割分担や就業・生活条件の改善を通じた個を尊重した農家の家族関係形成の促進である。

第二は、女性・青年のモラル・アップや意識変革、組織的原理による運営方式の導入を通じた経営改善である。

第三は、個を尊重した経営継承の円滑化である。

第四は、個を尊重した家族・パートナーシップ型経営の形成の契機である。

このように、家族経営協定は、男女共同参画対策および家族経営の経営改善対策において一定の効果を上げてきたといえる。

その一方で、これまでの協定の締結対象は経営的にも家族関係的にも先進的経営に偏りがちで、本来支援されるべき多くの女性農業者が取り残されていることが協定推進の大きな課題としてしばしば指摘されてきた。しかし、近年になり、協定の締結数の多いところで、関係機関に加えて女性農業者のリーダーなどが中心となって女性農業者の地位の向上や役割の明確化といったいわば「底上げ」的取り組みを進めはじめている。協定の本格的な推進がスタートしてから一〇年以上が経過し、協定の締結件数も増えて、女性農業者の役割の明確化や能力発揮、自己実現のための環境整備は終わったというような認識に立つ者もしいに見られるようになってきている。しかし、実際には、女性農業者のおかれている状況は依然として厳しいと言わざるを得ない。その結果として、有用な人材である多くの女性農業者が本来の能力を発揮できないままにいる。協定を締結して、気分がとても変わり前向きな気持ちになった。気分が変われば農業や生活がもっとがんばれるようになる。がんばれば、農業も生活もよくなり、収益もよくなるようになると思う。気分が良くなるというのは農業や生活を改善する基本になると思うが、特に男性はそのことに気がつかないでいるのが残念である、という女性農業者からしばしば聞かれる指摘をわれわれは重く受け止める必要がある。

今後も地道な取り組みが必要といえる。

また、今後の推進体制のあり方が大きな課題になっていくといえる。近年、これまでの推進の中心であった農業改良普及組織が弱体化しており、これまでのような厚い対応は難しくなっている。対応の方向としては、女性農業者リーダーを推進の中心的担い手として位置づけることがあげられる。I農園の経営主妻のように、すでに中心的担い手として活躍しているケースも見られるが、現状では困難な場合が多いと思われる。依然として男性サイドの理解が不足している中で、女性農業者リーダーがその壁を破るには、都道府県の女性農業士などの称号では不十分であり、農業委員など公的な位置づけとともに、市町村・地域が主体となった推進体制づくりの必要性が必要と考えられる。

注(1) 家族経営協定の実際や意義、課題などの詳細については、五條満義、二〇〇三、家族経営協定の展開、筑波書房および川手督也、二〇〇六、現代の家族経営協定、筑波書房などを参照されたい。

注(2) 家族経営協定に関するアンケート調査結果の詳細については、川手督也、二〇〇三a、家族経営協定の実際と課題ーアンケート調査結果からー、家族経営協定と経営発展、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会、一五―二五を参照されたい。

農林漁業における女性ネットワーク

社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会 調査研究課長 安倍 澄子

1、農林漁業における女性ネットワーク形成の持つ意味

一九九九（平成一一）年に男女共同参画社会基本法が制定され、今年で一一年を経るなかで、女性農業者の経営参画促進、女性起業が地域活性化とリンクした農商工連携の展開、エンパワーメントした女性農業者のネットワーク化など、多様な取組みが展開されてきた。

また同年に食料・農業・農村基本計画が制定されたが、中間検討を行った五年後の二〇〇四（平成一七）年三月の基本計画における「農業の持続的発展に関する施策」の中には、「女性の参画の促進」として、家族経営協定の締結や認定農業者の拡大の推進をあげ、女性の農業経営や地域社会への一層の参画のための環境整備として、起業のための研修、子育て期の負担軽減のための情報提供等と共に「女性農業者によるネットワークづく

り」の推進をあげている。

昨今の女性農業者のネットワーク組織には、情報交換や自己研鑽などの社会教育的な活動を目的とするものや、起業活動を核とするもの、いくつかのグループ同士のネットワーク化等、多様な形態がみられる。これらに共通する特徴としては、女性が個人の資格で、自らの意思によりネットワークを形成している点、地域を越えた全国的ネットワークを形成している点、組織のつながりが比較的緩やかな連携によっている点があげられる。

ネットワークとは関係構造を示し、個人と個人、あるいは組織と組織を結ぶ社会的ネットワークのことを指す。この社会的ネットワークには、既存の地域組織や生産団体組織などへの参加も含まれるが、ここでは、女性が自ら主体的に個人の意志で参画しているパーソナルネットワークに着目していくこととする。

昨今の農林漁業における女性が持つ様々なネットワーク

クには、①婚姻以前から継続しているパーソナルネットワーク、②地域社会における「所与」のネットワーク（親族・近隣ネットワーク）、③新たなネットワーク形成による「選択」のネットワーク（友人ネットワーク・その他のネットワーク）のあることが指摘されている¹⁾。

女性のエンパワーメントや自律的で豊かな女性の生き方に寄与するといえるのは、③の「選択による」新たなネットワークへ自分自身で主体的に参画していくことである。主体的ネットワークへの参画によって、農山漁村地域の「しがらみ」による個人の行動を拘束するマイナスを減少させ、自分自身の行動に対し確信をもつなどのプラス効果をもたらすと考えられる。女性が獲得したパーソナルネットワークをマネージメントすることは、

その後の行動や生き方に影響を与えることになる。

この代表的な全国を範囲とする女性ネットワークとしては、最も古くよく知られているのが「田舎のヒロインわくわくネットワーク」であり、一九九四年に全国交流集会在、呼びかけ人代表であった山崎洋子氏の出身大学、東京都新宿区の早稲田大学で開催されてから一六年が経っている。

以上をふまえ、ここでは、筆者が設立当時から関わってきた「全国畜産縦断いきいきネットワーク」を事例として、農業女性のネットワークの現状、その果たしている

る機能・役割について、また取組みの中での女性の変化、いきいきと凛として歩んでいくようになった要因などについて検討していくこととする。

2、全国畜産縦断いきいきネットワークの

取組みから

女性の果たす役割が大きい畜産業において、全国の畜産に携わる女性たちが、初めて飼養畜種を越えて集まり、「全国畜産縦断いきいきネットワーク」（以下、「いきいきネット」と略）が平成一七年度に設立された。「いきいきネット」は、相互の交流や研修を通じてお互いの畜産経営に関する資質を高めるとともに、消費者との交流を通じた畜産への理解醸成、未来の畜産を担う後継者育成への支援等の活動を行うことにより、より魅力ある我が国畜産経営の実現を目指すことを目的として活動している。

この「いきいきネット」活動の取組みは、従来からの畜種ごとの活動とは異なり、飼養畜種を越えて、ともに畜産業の魅力と個々の経営体の向上を図るという点で初めてのものである。会員は、「この指とまれ」方式で、参加してきた農業者が主となっている。

(1) アンケート調査から

平成一九年度に、「いきいきネット」の会員に対して、

図1 ネットワークに期待したこと

〈あなたは、このネットワークに何を期待して参加しましたか。〉

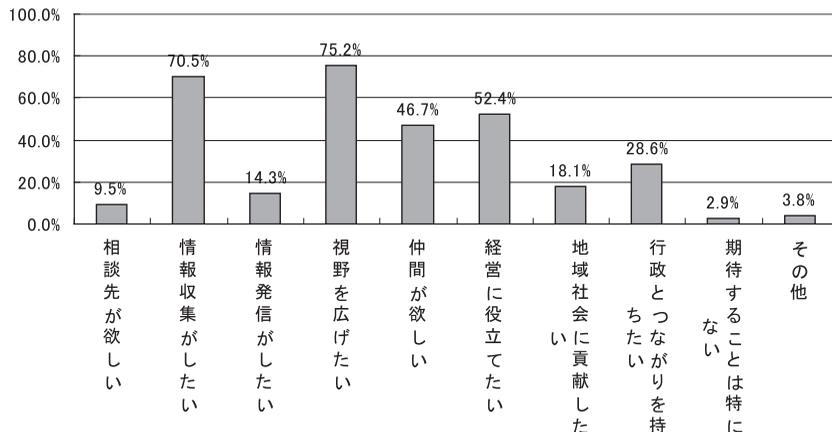
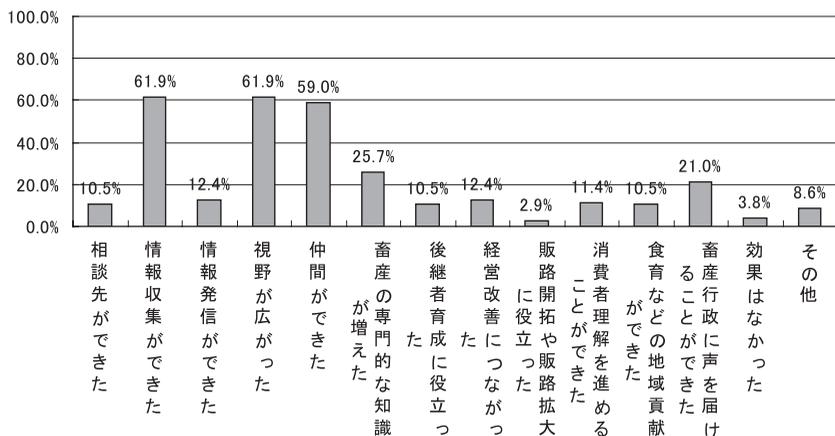


図2 ネットワークに参加した効果

〈あなたにとって、ネットワークに参加したことでどんな効果がありましたか。〉



「いきいきネット」への参加の動機については、それぞれの「畜産会から話があった」ことで参加した女性農業は、過半を越えて最も多く、次いで、「同じ畜産グループの仲間に誘われた」が三割台であり、「普及センターなどの畜産会以外の関係機関から話があった」「行事に参加したことから」などは、僅かと

ネットワーク活動に対する意向を把握するためのアンケート調査を実施した。以下にアンケート調査結果について述べる。

なっていた。これらから、道府県畜産会からの働きかけと仲間からの口コミによって、ネットワークに参加してきたことが分かり、会報やチラシ、TVや新聞といったようなメディアを通じてよりも、人と人とのつながりから参加してきていた。まさに「口コミ力」である。

では、何を期待したのかについては、「視野を広げたい」「情報を収集したい」が七割台と多く、「経営に役立てたい」「仲間が欲しい」は五割前後、「行政とつながりを持ちたい」は三割弱となっていた(図1参照。調査票の「自由記入欄」にも記載されていたが、畜産農家は点的な存在で、近隣に仲間がいない、日常的なつながりがなかなか持てないといった地理的に隔離している状況にある。そのようなことから、もっと色々な世界を知りたい、情報を収集したいとの思いを強く持っている。視野を広げ、情報を収集して、それを経営に役立てたいとの思いで、「いきいきネット」に参加している。人的なつながりとなる仲間が欲しいといったことへの期待もあった。自己の生活世界の相対化によって世界を広げていくことから、今まで、見えていなかったこと、知らなかったことを得ることができていることを期待して、参加してきたことが分かる。

ネットワーク活動に参加したことの効果(図2参照)については、「視野が広がった」と「情報収集ができた」

との回答が最も多く、ともに同割合で六割となった。先に見た期待では、両者ともに七割強であったことからすると、期待したけれども効果がなかったとはいえない場合が一割前後見られたといえよう。

期待として次いで高かった「経営に役立てたい」は五割であったが、この項目に関しては、「経営改善につながった」が該当すると思われるが、効果があつたは一割であり、期待との差は大きかった。同様に、「畜産の専門的な知識が増えた」は二割強となり、経営とのかかわりでは、専門知識取得の方に効果を感じていたといえよう。

それに対して、効果の方が高かったのは「仲間ができた」であり、期待が四割強であったのに対して、効果は六割強であった。ネットワークの効果としては、このネットワークに参加しなかったら知り合うことが出来なかった、畜産の仲間を得ることができたことの効果が、加動機を超えていたことになる。このように「仲間」を得ることが出来た点にネットワーク参加への効果を見出していることが分かる。一方、ネガティブな反応としての「効果はなかった」との回答は四%とわずかであった。

以上から、ネットワークに参加したことの効果としては、「視野の広がり」「情報の収集ができた」といった知的関心面と、あわせて「仲間ができた」といった人的つな

がりの面にあったことが明らかとなった。

(2) **新たなネットワークとしての特徴**

次に、畜種ごと、地域ごとに組織された旧来の組織にはない新たな要素とはいったい何なのかを、地方ネットワークを立ち上げている長野県、愛媛県でのワークショップの結果から、次の点が明らかとなった。

参加している女性は、単に楽しみを求めるだけにとどまらず、仲間との交流や研修・学習活動を通じて自らを高めようとする目的意識が高い人々であり、個人の意思で自発的に参加する組織というパーソナルネットワークとしての特徴が認められた。しかし、忘れてならないのは、参加できる畜産女性の背後に、いろいろな事情で参加しない（できない）畜産女性が広範に存在していることである。

ここで留意したいのは、地縁的な組織を核としている生活改善実行グループが頻繁に顔をあわせられる地域活動であるのに対して、畜産女性ネットワークの活動は、地域の中で孤立し点の存在になりつつある畜産女性たちが結集した活動という違いがある。

「いきいきネット」の会員は、生き物を扱う仕事ゆえに時間に縛られ、しかもお互いに遠く隔たった地域に住んでいる。にもかかわらず、こうした時間と距離の制約を乗り越えて参加しているのである。

畜産女性にとって、新たなネットワークの魅力はなにか。それはワークショップのSWOT分析のなかで、「強み」として語られた点が指摘できる。一言でいえば、「共感できる仲間の広がりを探求している」点である。動物を育てる仕事という共通点から生まれる共感と、地域や畜種を越えたより広い世界の希求という、二者である。二者を求めめる微妙なバランスの上に、このネットワークは成り立っている点に、「いきいきネット」の特性が認められた。

また、パーソナルネットワークが個人にとって持つ機能として、①社会統合、②様々な資源（サポート、情報）へのアクセス、③規範の拠り所となっている点がある。仲間をえて、情報を収集し、視野を広げ、経営に役立てていきたいとの要望が強くなったが、③の各自が行動を起こしていく時の規範の拠り所となっている点もこのネットワークの強みとなっているのである。

(3) **北海道の女性起業ネットワークの事例から**

北海道内各地で活躍する女性農業者が、もっと自由で主体的な活動ができる場を持ちたいとの思いから、目的を持って学びあう機会をつくろうと、平成一九年六月設立した任意団体、北海道女性農業者倶楽部（マンマの会）がある。起業活動による農業経営の発展と女性の自立を目指し、「ひとおこし」、「うまいものおこし」、「ふるさとお

こし」、「大地おこし」を軸に、農業者間の連携、農業者と消費者が連携したビジネスモデルを提案している。このネットワークには、起業活動に意欲ある女性農業者が地元の社会規範や共感者探しに悩み、仲間を求めてネットワークへ参加している。

参加してくる女性達は各自「目的持って入っている」。「一万円の会費を支払っている分、なにかプラスになるものを持ち帰る」という意気込みがある。「それぞれ地元でもまれている人の集まりなので、人に甘くない、歯に衣着せず、叱咤激励し合う」。会員は「年令層が広く」、ネットワークに「若い人を連れてくるのが上手」である。そこには「年令差を受け入れる、互いの得意分野を認め合える」土壌がある。マンマのネットワークは「自分みがきの場」であるという。

また、「全道枠のメンバーに会う事で、自己研鑽する中で自問自答していることを納得・確認できる」、起業を迷った時に他の会員が「借金も財産のうちと背中を押してくれた」というように、悩みを越えて、現実問題の解決に向けた交流の場として機能し、精神的な効果、つまり、客観視と不安解消の効果も見取れた。

以上が、女性が「選択」によって形成してきたパーソナルネットワークの特性と機能・効果についてである。

3、今後の課題

今後の課題としては、ネットワークといっても組織であることに変わりない。組織運営には欠かせないもの、それは、意欲（楽しみ、学び）、労力（時間とお金）、技術（運営方法）である。もし、女性農業者がこれらを自前で調達できないとしたら、足りない部分は、補足されなければ、組織としてのネットワークの継続は難しくなる。

個々人の意欲やインセンティブを継続させていくことが活動継続に向けた基本であるが、それだけではなく、維持のための労力に関する危惧が多く、支援機関などから指摘があったが、事務局機能を維持する経費と人材の確保は無視できない問題である。個々人の主体的な意志に依拠するパーソナルネットワークの運営ロジックと既存組織のそれとの違いなどに関して、検討を進めていくことが必要であり、ネットワークの持続的活動展開を進めていく際に解決しなくてはならない課題といえる。

注

- 1) 原（福与）珠理（二〇〇九）、『農村女性のパーソナルネットワーク』総合農業研究叢書第63号中央農業総合研究センター、一九頁。

起業活動に取り組む農村女性たち

明治大学 研究・知財戦略機構 澤野 久美

1、はじめに

昨今、農村女性の進出が、特に起業活動の分野でめざましい。「農村女性起業」という言葉は、一九九二年の「山漁村の女性に関する中長期ビジョン」において初めて用いられた。その以前からも起業活動は行われていたが、「農村女性起業」と名付けることで、農山漁村女性の取り組みが一層発展するように意図していたのである（川手二〇〇七）。

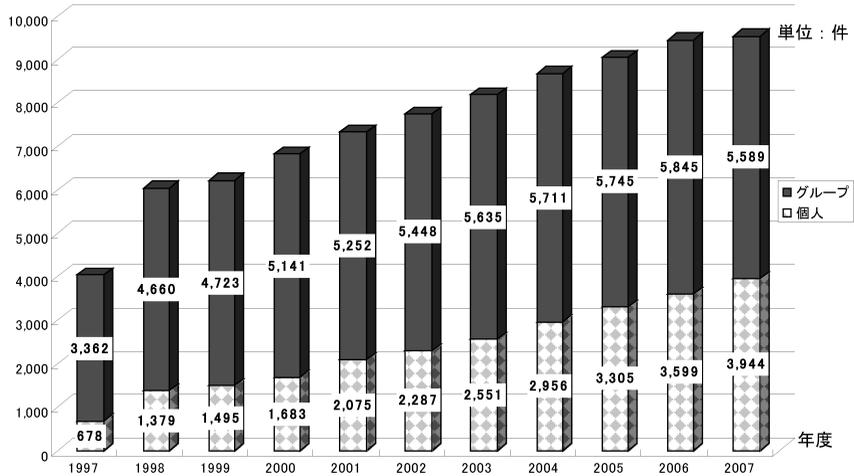
図に示したとおり、農林水産省の「農村女性による起業活動実態調査」によれば、農村女性起業は、全国で約一万件ほどあり、毎年増加している。そのうち約六割がグループ経営によるものであるが、近年は個人経営によるものの増加が顕著である。

農村女性起業の活動の始まりは、一九七〇年代に生活改善実行グループやJA女性部において積極的に取り組

まれた農産物自給運動にある（根岸二〇〇〇）。これらの活動を担った女性たちは、農村の食文化を始めとする多様な価値を再発見し、それを活かして多彩な活動に取り組むようになっていく。これが結果として今日の起業活動へと繋がっている。グループ経営による農村女性起業は、生活改善実行グループやJA女性部を母体として、味噌やまんじゅうといった農産加工が最も多く、次いで、直売所が多くなっているのである。

一九九二年の新政策で、グリーン・ツーリズムが取り上げられる。国民の余暇ニーズへの対応や農村の衰退といった社会的背景を持ちながら、一九九九年の食料・農業・農村基本法で、消費者との交流の促進が謳われ、グリーン・ツーリズムが農村活性化の施策として位置付けられた。その重要な担い手のひとつとして農村女性起業は期待されるようになる（宮城二〇〇八）。具体的な取り

図 全国における農村女性起業数の推移



出所：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

組みとしては、農家レストランや農家民宿が挙げられるが、農村女性起業におけるこれらの活動は近年増加している。

さらに、先進的な事例においては、高齢者福祉等の地域生活関連サービスに取り組むものも見られる。従来、農村における福祉や介護といった問題は、イエの中で解決すべきと考えられてきたものである。それを農村女性起業が担うようになったということは、農村女性及び農村女性起業の展開の新しい可能性を示すものといえよう。

このように、農村女性起業は、女性特有の生活者の視点を活かした多様な活動を行うようになっており（川手二〇〇七）、農村女性起業の役割や目的が広がっているのである。

そこで、本稿では、先進的な農村女性起業活動として、農家レストラン及び高齢者福祉に携わる事例を取り上げ、農村女性起業の現段階を確認し、それらを通じて農村女性起業の今後の展開方向について検討してみたい。

2、農家レストランを経営する女性たち

これまで筆者は、起業活動に取り組む女性たちに関して、調査研究を進めてきたが、その中で、農村女性たちは、今後の方向性として、「農家レストランに取り組んでみたい」、「食事を提供したい」という意思を示すケース

が多くみられた。そのため、農村女性起業に関わる女性達にとって、農家レストランは一つの目標とする部門として考えられる。

研究サイドからも農家レストランに対する期待が高まっている。例えば、小田切(二〇〇八)は、農家レストランは、第六次産業の中でも究極の姿であり、農山漁村地域における希少な右肩上がり産業と述べている。その理由として、「農家レストランが提供するものは、これ以上付加価値をつけられない最終消費である」ことを挙げている。農家レストラン経営は、素材として鮮度の良い農産物を美味しく調理・加工するだけではなく、居心地のよさや内装といった様々な要素によって構築され、消費者側もそれを求めていることを以前筆者は指摘した(澤野二〇〇六)。つまり、農家レストランは、サービスも含めて経営していく必要があるために、参入障壁がある。それ故に、農村女性起業家たちが目指す方向として存在しているのである。

このように、農家レストランは、地域においては食や食文化という地域資源活用の点で、農村女性起業においては、女性の能力発揮という点で重要な意義を持っていると考えられる。

ここでは、山形県庄内地方にある農家レストランの事例を取り上げ、彼女たちが周囲とどのような関係を築き

ながら活動しているのかを示したい。

(1) 知憩軒(山形県鶴岡市)

知憩軒のオーナー、長南光さんは、一九四九年に山形県旧櫛引町(現鶴岡市)で生まれた。現在は、農家レストラン、農家民宿を経営し、自宅近くの直売所にはおにぎりや干し柿、りんごジュースなどを出荷している。二〇〇四年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰で優秀賞(経営局長賞)を受賞した。また、農林水産省と国土交通省が連携して実施している「農林漁家民宿おかあさん一〇〇選」事業の第一回選定(二〇〇八年一月)も受けた。

長南さんは、二〇代から生活改善実行グループに参加し、簿記の学習や直売活動を行ったり、別のグループを結成して、ゆうパックでの産直を行ったりしていた。介護問題があったことで、「家にいながら周りの人と交流したり、情報が得られるようにしたいという気持ちがあった」と当時を振り返って長南さんは話す。

その後、素泊まりの農家民宿を一九九八年に開業した。利用客から「朝食を出して欲しい」という要望が出たことや、農家・農村を理解してもらいたいという気持ちが高まったことから、料理を味わってもらうことで農家の生活を理解してもらえないかと考え、二〇〇三年に農家レストランを自宅一階にオープンした。農家レストランで出すメニューは、庄内地方の伝統料理が

六割、素材を活かした創作料理が四割で、自家栽培の農産物を極力利用するようにし、素材の良さを引き出すように心がけている。

特筆すべき点は、地域の伝統芸能・文化にも携わっていることである。長南さんは、一九九一年から綴れ織りを学び、二〇一〇年からは、「絹のまち鶴岡」を再生しようと、鶴岡市の絹を利用した綴れ織りのグループ、「つるおか綴れ虚籟庵」代表になっている。「山形県デザインネットワーク」や旧櫛引町の商工会が中心となり結成されたネットワーク「杜工房」に自身も参加しながら、その仲間から、農家レストランで使用するテーブルや食器を一部購入している。このように、農業だけではなく、異業種との交流も積極的に行きながら、地域活性化をめざしているのである。

(2) 穂波街道 緑のイスキア（山形県鶴岡市）

穂波街道 緑のイスキアのオーナー、庄司祐子さんは東京都生まれである。第三回オーライニッポン大賞ライフスタイル賞を受賞している。

結婚を機に山形県に移住した庄司さんは、当初環境の変化に戸惑っていたものの、料理講習会をきっかけに、地域に溶け込んでいった。その中で、「庄内の素晴らしい景色を都会にアピールしたい」という想いを持ち始める。その後、山形県村づくり女性塾という山形県の女性

リーダー育成事業に参加するようになったことで、グリーン・ツーリズム等に関する知識を得て、直売所を開業した。直売所が軌道に乗ってきたころ、直売所の一角で、カレーライスを提供するようになるが、過剰労働になり、経営を見直すこととなる。山形県村づくり女性塾で学んだことをもとに、当時周辺地域になかった、イタリヤ料理を提供する農場レストラン穂波街道を一九九六年に開業する。

庄司さんは庄内地方でも先駆的なグリーン・ツーリズムの実践者であったことから、一九九八年に株式会社荘銀総合研究所等が中心となって開催された「庄内町おこし実行委員会」の実行委員に選ばれた。そのシンポジウムで、これからの農村にはグリーン・ツーリズムが必要との結論に至り、地域内連携への要望が高まったことから、「グリーンツーリズムネットワーク庄内」を結成し、その会長に庄司さんが就任する。グリーンツーリズムネットワーク庄内では、グリーン・ツーリズムに携わる者だけではなく、消費者も参加している点に特徴がある。

地域内のグリーン・ツーリズム実践者を、ネットワークによって庄内という面的な拡がりをもって結び付けることで、グリーン・ツーリズムによる地域の活性化を目指している。

二〇〇七年からは、長男がピッツァヨロ（ピザ焼き

専門職人」となり、穂波街道 緑のイスキアと店名を変更し、ナポリピッツァを中心とした経営に転換している。なお、「真のナポリピッツァ協会」による真のナポリピッツァの認定を東北地方で初めて受けており、その点でも関心が高まっている。サラダ等の野菜は、自家栽培のものを積極的に利用し、自家栽培の米を使った米粉のシフォンケーキなどを提供する。今後の展開としては、障害者福祉と関連させた農業を一つの方向として考えている。

3、高齢者福祉を担う女性たち

高齢者福祉に携わる事例として、静岡県浜松市にある特定非営利活動法人夢未来くんま（以下、NPO法人夢未来くんまと略記）を取り上げ、活動の経緯及び活動内容を紹介したい。

NPO法人夢未来くんまでは、農産加工「水車の里」(そば、まんじゅう、味噌、こんにゃく、漬物、五平餅)、そば処「かあさんの店」、直売・物産館「ぶらっと」、いきがいハウス「どっこいしょ」、配食サービスなどを行っている。

(1) 福祉活動に取り組むまでの経緯

一九五三年ごろから生活改善実行グループの活動が始まっていた。活動の中で、味噌づくりを行い、地域住民にも配ったところ、美味しいと評判になり、「商品化して

みたい」という声が高まっていく。

一九八五年に、熊地区のむらづくりや活性化について話し合う「明日の熊を語る会」が開催された。そこで、女性たちで味噌やそばを手作りして、本物の味を届けたいと当時の生活改善実行グループのリーダーで、現在NPO法人夢未来くんまの副理事長でもあるAさんが語った。それが認められ、一九八六年に加工場建設の話が持ち上がるものの、費用を女性たちだけでは用意できず、地区全体の事業となった。その際、地元負担金として、財産区の一部である地域の共有林を売却し、四、二〇〇万円を用意した。同年秋には、「熊地区活性化推進協議会」が熊地区の全三〇六戸が加入して結成された。一九八七年には、「くんま水車の里」(農産加工)が、一九八八年には「かあさんの店」がオープンした。一九八九年には、農林水産祭の豊かなむらづくり部門で、農林水産大臣賞・天皇杯を受賞している。その後も順調に活動が進み、法人化の議論を始めるようになる。結果として、二〇〇〇年に、熊地区活性化推進協議会を発展的に解消し、NPO法人夢未来くんまが立ち上がった。NPO法人夢未来くんまは、農産加工などを行う水車部、高齢者福祉を担うしあわせ部、社会教育やまちづくりに関する部門を担当するいきがい部、農山村の保護再生を目的とした環境保全に関する事業を行うふるさと部の四部門か

ら構成されている。

NPO法人夢未来くんまの高齢者福祉に関する事業は、元気な高齢者を対象とするデイサービス活動、いきがいハウス「どっこいしょ」と配食サービスがある。

NPO法人夢未来くんまとして、福祉事業に取り組むようになった背景には、以下の四つがある。①「水車の里」として、農産加工の活動をスタートさせたときに、共有林の売却によって、資金を賄ってもらったことで、地域に還元したいという強い気持ちでメンバーにあったこと、②メンバー自身が「自分たちが高齢者になったときに自分たちが思い描く熊地区であってほしい」という気持ちを持っていたこと、③活動しているメンバーたちは、地区の高齢化率が四割を超え、それが地域の大きな課題であると同時に、元気な高齢者（介護認定を受けていない高齢者）が多く、いつまでも元気でいてほしいという思いがあったこと、④NPO法人化する際に、「NPO法人の認可を受けるのであれば、福祉活動にも取り組んでみてはどうか」という声があがっていたことである。

(2) いきがいハウス「どっこいしょ」の取り組み

いきがいハウス「どっこいしょ」に取り組み始めた経緯であるが、熊地区は一九九九年に、社団法人天竜厚生会によるデイサービスセンターができたものの、これは

介護認定を受けた人を対象としているため、元気な高齢者は利用できなかった。そこで、元気な高齢者が月一回でも集まることのできる場所を提供したいというメンバーたちの思いから、二〇〇〇年から取り組み始めた。利用料一回八〇〇円（内訳：昼食代六〇〇円、教材費二〇〇円）で、現在六五名が参加している。活動内容は、ゲーム、体操、折り紙を使った加工、季節行事（例：花見）等である。参加者は、その場での会話や皆で昼食を取ることを楽しみにしている。

(3) 配食サービスの取り組み

配食サービスについても二〇〇〇年から開始している。以前から熊地区では公民館活動の一環で、ボランティアグループが年一回独居高齢者を集めて食事会を行っていた。しかし、行政側から月一回取り組んでほしいと言われたものの、ボランティアでは難しく、NPO法人夢未来くんままで引き受けることとなった。配食サービスには、①独居高齢者への弁当製造・配達（福祉弁当）、②いきがいハウス「どっこいしょ」への弁当製造・配達、③熊地区で行われる社団法人天竜厚生会によるデイサービスへの弁当製造・配達、④一般人・民間企業からの依頼による弁当製造・配達（一般弁当）の四種類がある。

4、むすびにかえて

以上、紹介した三つの事例をもとに、農村女性起業の現段階を確認し、今後の展開方向を示したい。

1でも述べたように、近年グループ経営が減少し、個人経営が増加している。個人経営においては、ネットワークを利活用して、経営する上での問題点を解決しようと試みており、ネットワークの機能が農村女性起業や農村女性にとって良い効果をもたらしていた。

活動内容からみると、農家レストラン経営の場合には、自家栽培や地場産のものを積極的に利用し、生産者と消費者の出会う場所として顔の見える関係を構築しながら交流を深めており、食を通じた農村の窓口として機能している。

農村における高齢者福祉に関する問題は、従来イエの中で嫁が担うことが多かったが、女性自身の課題解決のためにも、農村部の高齢化という現状をみても、農村女性起業の活動として今後一層期待される分野と推察される。農村女性が起業活動によって、福祉を担うということは、将来の地域づくりを見据えた動きであり、農村女性起業が農村における社会的企業の一形態として注目すべき存在であることを示している。

本稿で取り上げた三事例を見ると、経営形態が個人であっても、グループであっても、農村女性起業家たちは地域活性化を目指している。農村女性起業が様々な活動

を行うことで、地域内外に対するサービスの要請が拡大し、それに応えることで地域貢献に繋がっていく。これまでの活動の展開をふまえると、農村女性起業は女性自身の課題解決のみならず、地域に必要とされ、地域の課題を解決しようとする方向にも進展している。つまり社会的企業として成長しているのである。そして、起業活動が期待されることで女性のエンパワーメントにも一層の役割を果たしていくであろう。

【参考文献】

- 小田切徳美『農山村再生』、岩波書店、二〇〇九年
 川手督也『農村版コミュニティ・ビジネス』実現に女性の果たす役割は大きい―農村女性起業の展開と地域農業・むらづくりへの女性の参画の必要性』、『二一世紀の日本を考える』No.〇七九、pp.四一九、社団法人農山漁村文化協会、二〇〇七年
- 澤野久美『農村女性起業としての農家レストランの役割に関する研究―東北地方を事例として―』、『農村生活研究』第五〇巻第二号、pp.三六一―四三、二〇〇六年
- 根岸久子『農協の女性起業支援策』、岡部守編著『農村女性による起業と法人化』、pp.三五―五〇、筑波書房、二〇〇〇年
- 宮城道子『グリーン・ツーリズムの主体としての農村女性』、『グリーン・ツーリズムの新展開―農村再生戦略としての都市・農村交流の課題』、社団法人農山漁村文化協会、pp.九五―一二六、二〇〇八年

編集後記

男女共同参画社会の実現を目指し「男女共同参画社会基本法」が制定されてから一〇年になる。それ以前を遡れば、一九七九年に国連で採択された女子差別撤廃条約、九五年の第四回世界女性会議の行動綱領などが特筆されるが、こうした動きが日本においても国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定につながっている。

それでも、日本の女性の社会的地位が低いことは国際的にも有名で、世界に冠たる経済大国としては恥ずべきことといわねばならない。基本法が制定された時「男女平等基本法」にならなかつたのは男性社会の抵抗があったからといわれたが、そのレベルを如実に示していると思う。

その遅れを取り戻すべく、この間女性の社会進出にむけた様々な環境作りが展開されてきた。伝統的な性別役割分担の垣根を取り払い、社会の多くの領域を男女が共同して担うこと自体しごく当然と思うが、男女にはそれぞれの特長があり、その特性を尊重しつつ平等社会を築くのは言葉ほど容易ではない。それゆえ、実現にはとりわけ男性の意識改革も含め時間を要するのではなからうか。

だが、好むと好まざるとに拘わらず急がねばならない理由が一方にある。それは、私たちが世界で経験したこ

とのない超高齢社会を生きなければならぬということである。経済的にも、精神的にも、身体的にも、女性だけでなく男も自立しなければ高齢社会を生き抜くことができないのである。

筆者自身団塊のはしり世代だが、将来高齢になったとき社会が養ってくれるか不安を持ちながら生きてきた。数のバランスからいって、子や孫の世代に寄りかかることはできそうにない。だとすれば、一定の経済的蓄えがなければ高齢期は乗り切れない。知恵と健康な体がなければ八〇年を生きられないし楽しむこともできない。だからみんなが高齢になっても学び、健康維持のため体力作りにいそしみ、友人作りに懸命なのである。

この点でいうと、若い女性たちは「子供からは経済的にも精神的にも自立したい」気持ちが強いように思う。一方で男性は世代を超え子供に対して「精神的なつながりを」と、甘い期待をもっているように映る。ここ数十年の男女共同参画社会形成への取り組みは、その意味で女性を強くし、一方で男を限りなく小さな存在にさせていないかと思う昨今でもある。

いづれにしても、新しい世界を生きるには新しいスタイルが必要であり、新しい社会システムが求められている。自らのためにも、もう少し世代としての役割も担っていかねばとも思う。

(太田)